

「学校危機管理の手引」(Word版)の使い方

① 目次から各ページに飛ぶことができます。

第2部 事項別危機管理の要点

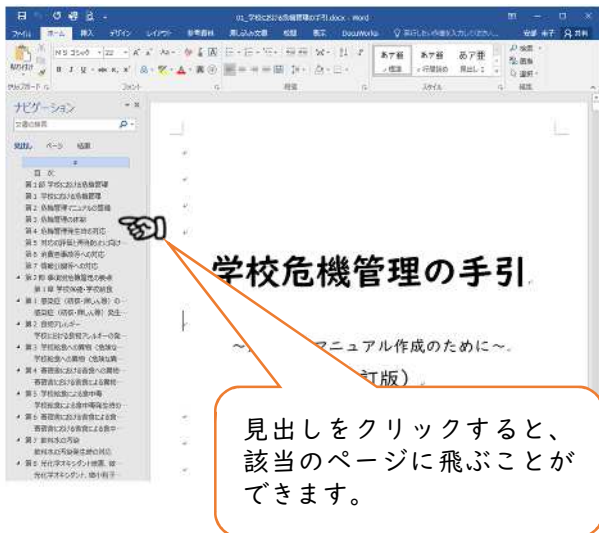
第1章 学校保健・学校給食

- 第1 感染症(結核・麻しん等)の発生
- 感染症(結核・麻しん等)発生時の対応
- 第2 食物アレルギー
- 学校における食物アレルギーの発生時の対応**
- 第3 学校給食への異物(危険な異物)混入
- 学校給食への異物(危険な異物)混入発生時の対応
- 第4 寄宿舎における食への異物(危険な異物)混入
- 寄宿舎における食への異物(危険な異物)混入発生時の対応
- 第5 学校給食による食中毒
- 学校給食による食中毒発生時の対応
- 第6 寄宿舎における食による
- 寄宿舎における食による
- 第7 飲料水の汚染
- 飲料水の汚染発生時の対応

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉 ○ 食物アレルギー発生(即食の確認) ○ 児童生徒の状況確認(以下の状況であれば救急車要請) ○ 学校医・教委等・保護者へ連絡	・ 教職員の適切な役割分担を指示 ・ マニュアルに基づく緊急時対応記録の作成 等 ・ 学校医・主治医に連絡し、指示を受ける ・ 教育委員会に直ちに第一報を入れ、以後適宜報告、助言を受ける ・ 保護者への連絡	・ 管理職へ報告 ・ 即食の有無を確認 ・ 養護教諭に連絡 ・ 症状の程度、経過等の観察 ・ 当該児童生徒の「学校生活管理指導表」の指示内容を確認 ・ 重症化に備え、エビペン(処方されている児童生徒である場合)、AEDを準備 ・ 以下の状況であれば速やかに救急車を要請(「学校生活管理指導表」、救急表など食事内容がわかるものを押添する)	・ 事故の状況を説明する
【救急車を要請する目安】 ・ アライアツキーンの状態がある場合 ・ 食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いがある場合 ・ 「学校生活管理指導表」で指示がある場合 ・ エビペンを使用した場合 ・ 主治医、学校医または保護者から要請がある場合 等			
等への説明 ・ 病院受診した場合は、速やかに病院へ向かい、児童生徒を見舞うとともに事故発生状況を説明する ・ 必要に応じて保護者へ対応期について説明(文書送付又は説明会)			

目次の各表題(青字部分)をCtrl+クリックで、該当のページに飛ぶことができます。

② しおりから各ページに飛ぶことができます。



見出しをクリックすると、該当のページに飛ぶことができます。

第3 危機管理体制

学校の危機管理士、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理です。校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要があります。また、非常時連絡手段の確保、緊急連絡先の提示、保護者や関係機関への連絡方法の明確化など、あらかじめの連絡手段を確保する。

1 平常時の体制

1) 校外活動時の体制-指示系統の確認

【例】

```

    graph LR
        A[校長] --> B[副校長、教頭、主任教諭、事務長等]
        A --> C[教務(総務)主任]
        A --> D[主任指導主任・主事(担当教員)]
        A --> E[学年主任]
    
```

【注意】
 学校における危機管理の最高責任者として、学校における危機管理体制の確立に全力を尽くすとともに、平常時の非常時対応策を確立する。

【副校長、教頭、主任教諭、事務長等】
 校長の指示に基づき、平常時には自然発生的に発生した危険に対する安全点検、危機管理マニュアルの再点検、他の職員への周知徹底、研修や訓練の企画・実施等)を行う。

【ケース対応例】 校外活動時の体制

1) 引率教職員と学校との連絡方法の明確化

- 引率教職員への連絡方法(携帯電話など)及び活動場所・時間や職員室内の黒板に記載する方法などで、連絡が確保される体制を整備する。
- 引率教職員は、何事があっても定時に学校に連絡をし、活動の状況を報告する。

2) 校外活動開始時の児童生徒への指導

- 緊急時の連絡先、集合場所を熟知しておく。
- 危機的状況に遭遇した場合の児童生徒が取るべき対応(大声で助けを求めるといった)について具体的な指示を行う。

③ 可能な限り、関係情報が閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定しています。

第1 学校における危機管理

1 学校における危機管理の目的

- 児童生徒(注)や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- 児童生徒や保護者との信頼関係を築くこと
- 児童生徒の心理的負担を防ぎ、学校を安定した状態にすること

(注) 幼保についても原則として本手引の対象とする。
 (参考) 「危機管理」とは
 人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が回避され、万一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切な迅速に対処すること(文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月)

2 危機管理の取組

- 未然防止に向けた取組(事前の危機管理)
- 危機発生時の対応(発生時の危機管理)
- 対応の評価と再発防止に向けた取組(事後)

文章中にある青字下線部をCtrl+クリックで、外部サイトに飛ぶことができます。

文部科学省

学校における防犯教室等実践事例集(平成18年3月文部科学省)

学校における防犯教室等実践事例集

まえがき

近年、学校における事件・事故が継続して発生し、大きな社会問題となっています。これらの事件・事故の発生を未然に防止し、子供を犯罪の被害から守るためには、学校や地域の関係機関と連携した学校安全管理体制の整備、防犯教育の充実、施設設備の整備等を推進していく必要があります。各学校や教育委員会等においては、各下校時の安全も含めた学校における安全確保について、これまでその対応に御協力いただいていたところで、文部科学省においても、関係機関と連携しながら、「子供安心プロジェクト」の実施等、安全で安心できる学校の確立を目指し、御協力をお願いしています。学校へ不審者が侵入した場合などの緊急事態に際して、迅速に通報や緊急連絡を行えるよう、自校の防犯設備や危機対応能力を向上させることが必要です。また、各下校時の児童生徒が安心して登校できるようにするためには、様々な機会を捉えて危機予測能力や危機対応能力を身に付けさせることが必要です。このほかにも、子供にふさわしい教育を推進し、実践的な対応方法を身に付けさせることが必要であり、防犯教育等の重要性が高まっています。このたびは、各学校等における特色ある防犯教育等の実践事例を御覧いただき、御参考として頂戴し、また、既に実践されている事例等と併せて活用していただき、学校や地域の実情に応じた防犯教育、学校の安全管理の一層の充実を図っていただくようお願いいたします。なお、本事例集の作成に当たり、御協力ご提供いただいた方々の方々と関係機関に対し、心から感謝申し上げます。

④ 必要な様式を一覧表上に添付しました。

危機事案項目と報告様式一覧

部・章・項目	報告様式
第1部 学校における危機管理	
第1 学校における危機管理	-
第2	-
第3	-
第4	-
第5	-
第6	-
第6	消費事故等通知様式(文部科学省)
第7 情報公開等への対応	-
第2部 事項別危機管理の要点	
第1章 学校保健・学校給食	
第1 感染症(結核、麻疹等)の発生	<ul style="list-style-type: none"> システム入力 各教育委員会の報告様式
第2 食物アレルギー	<ul style="list-style-type: none"> 「食物アレルギーヒヤリハット事例報告書」

文章中にあるアイコンをダブルクリックすると様式が開きます。

食物アレルギーヒヤリハット事例報告書(例)

※本票は、食物アレルギーヒヤリハット事例報告用。事例対応完了後、文書にて報告を行う。

【提出先】

- 市町村立学校(調理場) → 市町村教育委員会 → 教育事務所 → 県教育庁保健体育課
- 県立学校 → 県教育庁保健体育課

発症日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃
学校名(調理場名)	立 学校 (調理場)
電話番号	
該当者	学 年 性 別 年 齢 学校生活管理指導表 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
アレルギー既往について	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 <input type="checkbox"/> 花粉症 <input type="checkbox"/> 原因食物 () <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> アレルギー性鼻炎 <input type="checkbox"/> アレルギー性結膜炎 <input type="checkbox"/> 発症時期 (年 月)
診断結果	() ・受診医療機関があれば記入 ()
原因食物	(発生場所、時間等含む詳細を報告)
発生時の状況	
概要	
対応処置	
保護者対応等	